

令和5年度第1回宗像市国民健康保険運営協議会 議事録(要点筆記)

日 時	令和5年8月21日(月) 午後6時30分 ~ 午後7時30分
会 場	宗像市役所 本館3階 304会議室
出席者	委員: 荒井かおり、辻伸子、阿久根文子、三宅陽、玉井郷一、黒木幸治、 柴田祐治、洲上雅典、緒方文子、梅木陽子
その他出席者 (事務局)	福嶋 浩之(保険医療担当部長)、 秦康典(国保医療課長)、武丸忠輔(国民健康保険係長)、田中美保(企画主査)
議事及び 報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事務連絡 <ol style="list-style-type: none"> (1) 委員自己紹介(被用者保険等保険者を代表する委員の交代) 2. 開会 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長あいさつ (2) 議事録署名委員の指名 3. 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険運営協議会について (2) 令和5年度宗像市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算 (3) 令和5年度宗像市国民健康保険特別会計(直診勘定)予算 (4) 令和4年度宗像市国民健康保険特別会計(事業勘定)決算見込 (5) 令和4年度宗像市国民健康保険特別会計(直診勘定)決算見込 (6) 令和5年度医療費適正化事業(保健事業)及び今後のスケジュール (7) 保険料水準の統一に向けた協議について 4. その他
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和5年度第1回宗像市国民健康保険運営協議会次第 2. 令和5年度第1回宗像市国民健康保険運営協議会会議資料 3. 当日配布資料(宗像市健康・医療動画第3弾チラシ、宗福歯っぴいフェスティバルイベント概要)

議事録(要点)		
項目	発言者	内容
1. 事務連絡		
(1) 委員自己紹介	事務局	被用者保険等保険者を代表する委員の交代があったが、本日欠席のため省略
	事務局	事務局の交代があったため、事務局自己紹介
2. 開会		
(2) 署名委員の指名	事務局	委員 13 人中、出席者 10 人。宗像市国民健康保険運営協議会規則第3条第5項により会議成立。令和 5 年度第 1 回宗像市国民健康保険運営協議会を開会。
	各委員	(了承)
3. 議事(報告事項)		
(1) 国民健康保険運営協議会について	事務局	国民健康保険運営協議会の設置目的等概要について説明。
	会長	質疑、意見はないか。
	委員	(質疑なし)
(2) 令和5年度宗像市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算	事務局	報告事項(2)について説明。
	会長	報告事項(2)について、質疑、意見はないか。
	A委員	9 ページ、保険者努力支援分という記載の保険者努力とはどういうものか。
	事務局	保険者努力支援分というのは、保険者が実施する医療費適正化に関する取り組みが項目ごとに点数化され、その点数に応じて配分される国からの補助金。具体的な取り組みは特定健診や保健指導の受診率、ジェネリック医薬品の普及率、国保税の収納率などがある。
B委員	11 ページ、保険税率の一覧において、宗像市の評価はどうか。	

	事務局	一概に他市町村との税率・税額だけを比較しての評価は難しい。一つの評価の目安として、8 ページの県が示す市町村標準保険料率と比較し、この数値より税率・税額が低ければ被保険者の負担が低いと理解いただきたい。
(3) 令和5年度宗像市国民健康保険特別会計(直診勘定)予算	事務局	報告事項(3)について説明。
	会長	報告事項(3)について、質疑、意見はないか。
	委員	(質疑なし)
(4) 令和4年度宗像市国民健康保険特別会計(事業勘定)決算見込	事務局	報告事項(4)について説明。
	会長	報告事項(4)について、質疑、意見はないか。
	委員	(質疑なし)
(5) 令和4年度宗像市国民健康保険特別会計(直診勘定)決算見込	事務局	報告事項(5)について説明。
	会長	報告事項(5)について、質疑、意見はないか。
	C 委員	今後、島の人口が減る中で、診療収入の確保が厳しくなるのでは。対策として診療の見直しなどは考えているか。
	事務局	診療収入が減るが、使用する薬も減るなど財政規模が歳入、歳出同規模で縮小している。自然減少的なものになるので、そこに対する対策は難しいと考えている。
(6) 令和4年度医療費適正化事業(保健事業)及び今後のスケジュール (7) 保険料水準の統一に向けた協議について	事務局	報告事項(6)(7)について説明。
	会長	報告事項(6)(7)について、質疑、意見はないか。
	D 委員	公費医療は各市町村の単独事業で実施されており、それぞれで負担額が設けられている。このように医療サービスが違う中で、保険料の県統一化は可能なのか。
	事務局	お見込みのとおり、保険料水準の統一については様々な課題がある。これから長い年月をかけて最終的には

			<p>全国で保険料水準、医療の負担と受益の統一を図っていくことになるが、まずは都道府県単位において統一を図るということ。そのためには、相互扶助の観点から宗像市のような医療費水準の低い自治体は高い自治体を支える側となる。当然、被保険者への負担が増えることが予想されるが、その負担を抑制するために基金をどう活用していくかがポイントと考えている。</p>
		E 委員	<p>コロナ禍で国民の生活も大変苦しくなっている中で、保険料水準の県単位化を国や県が進めることに疑問を感じる。市の状況を伝えることをしっかりとしてほしい。</p>
		事務局	<p>国としては、人口規模が小さく、過疎化が進んでいるような市町村では国民健康保険が賄いきれない状況になっており、日本が誇る医療保険制度の崩壊を危惧している。そうならないために、平成30年度から国保制度改革に取り組み、その財源も新たに確保し、都道府県や市町村に拠出している。その一環の流れとして保険料水準の統一化に着手するので、ご理解をお願いしたい。</p>
		会長	<p>現在行われている県の協議検討の結果を見て、私たち被保険者にどう関わりが出るのかということが次第に見えてくると思われる。</p>
4. その他		事務局	<p>特になし</p>